

2026年度 帰国子女に関する特例措置要項（中学入試）

1. 趣旨

国際化の流れに対応するため、本校に入学を希望する帰国子女に対し、入学試験に関する特例措置を定め、広い意味での機会均等を図るものとする。

2. 帰国子女の定義

本校が認定する帰国子女は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2年以上引き続き外国の学校に在学しているもの
- (2) 2年以上引き続き外国の学校に在学していたもので、帰国後6カ月に満たないもの
- (3) 3年以上引き続き外国の学校に在学し、帰国後12ヶ月に満たないもの
- (4) 5年以上引き続き外国の学校に在学し、帰国後18ヶ月に満たないもの

3. 受験資格

上記2の(1)、(2)、(3)、(4)のいずれかに該当し、かつ在学校の校長が本校の入学生として適していると認め推薦したもの。

4. 募集人員

各学年定員の3パーセント以内

5. 出願書類

- ・入学願書（本校所定のもの・写真貼付のこと）
- ・在籍校校長の推薦書
- ・外国の学校に在学していたことを示す公的文書

6. 出願期間

- ・2025年11月21日（金）～2025年11月25日（火） 午前9時～午後4時 郵送の場合消印有効
（土曜日 午前9時～午前12時（正午）、日曜日 休み）

7. 試験日

2025年12月7日（日）

8. 試験科目

国語（作文）、算数、面接

9. 受験料 20,000円

10. 発表

2025年12月11日（木）

問い合わせ先 清真学園高等学校 入試広報部長 押見弘一

TEL 0299-83-1811 E-mail: nyushi@seishingakuen.ed.jp